

平成 29 年度 第 2 回 大阪市社会福祉審議会  
高齢者福祉専門分科会保健福祉部会 会議要旨

- 1 開催日時 平成 29 年 9 月 28 日（木） 14 時～16 時
- 2 開催場所 大阪市役所屋上階 P 1 共通会議室
- 3 出席委員 早瀬委員（保健福祉部会長）、中尾委員（保健福祉部会長代理）、高橋委員、野口委員、森委員

4 議 題

( 1 ) 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の策定について

- ・計画の総論について・・・・・・・・・・・・・・・・資料 1 - 1
- ・日常生活圏域の設定について・・・・・・・・資料 1 - 2
- ・計画の各論について・・・・・・・・・・・・・・・・資料 1 - 3

( 2 ) 介護予防活動の推進（住民の助け合いによる生活支援活動事業）について  
・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2

5 配付資料

- 1 - 1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の総論について（骨子案）
- 1 - 2 日常生活圏域の設定について
- 1 - 3 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の各論について（骨子案）
- 2 介護予防活動の推進 ～住民の助け合いによる生活支援活動事業～

( 参考資料 )

- 1 大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉部会委員名簿
- 2 第 7 期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定スケジュール（案）
- 3 基本指針について
- 4 介護保険制度に関する主な制度改正等について

6 会議要旨

【議題 1】

事務局から、資料 1 - 1 から資料 1 - 3 に基づき、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の策定について説明。

(主な意見等)

- ・総論の「第2章 第6期計画の進捗の評価・課題」について、実施してきた取組内容のみが記載されており、各事業の取組みについて評価ができていないのかや、課題に対してどのように取り組んでいこうとしているのかが記載されていない。また、認知症、在宅医療・介護連携などにおいて、専門職が本当に確保できているのか気になる。今の記載であると、何の問題もなく実施できているように見えてしまうので、課題など記載すべきところは記載していただきたい。
- ・総論の69ページに「地域マネジメント」という記載があり、これは重要な概念であるが、どこまでを地域マネジメントとして捉えているのかを整理する必要がある。
- ・日常生活圏域を行政区から地域包括支援センターの圏域に変更するということが、それによりどういう問題が生じるのかについて想定しておく必要があるのではないかと。
- ・高齢者の虐待について、防止についてだけでなく、虐待が起こった際の事務の流れ、相談する機関、また、関係者への周知等について記載できれば良いのではないかと。
- ・各論の61ページ「第7章 - 4(6) 介護人材の確保及び資質の向上」のところで、研修等も大事に進めていく必要があるが、働く側の環境について、訪問看護において利用者やその家族から暴力を受けるということが頻繁にあるという報告を受けており、そういった働く側の暴力被害を防いでいかなければサービスを提供する人材の離職につながっていく。まずは、サービスを受ける側と提供する側、双方が尊厳をもって尊重して実施されていくようなことがまず述べられていなければ、離職につながっていくのではないかと考える。人材育成と、育てた人材が働き続けられるような環境という記載になれば良いのではないかと。

【議題2】

事務局から、資料2に基づき、介護予防活動の推進（住民の助け合いによる生活支援活動事業）についてについて説明。

(主な意見等)

- ・住民の助け合いによる生活支援活動事業は、区役所あるいは地域包括支援センターは何の関与もせず、局だけで取組を進めるのか。資料の図を見ると、区役所や地域包括支援センターが関わらないといけない要素もあるように感じており、そのあたりの内容が全く入っていないように思える。

- ・ 外発的なインセンティブが強いと、かえって内発的なインセンティブが落ちるとい  
う「アンダーマイニング効果」というものが起こる可能性がある。例えば、金銭的  
な報酬があると、次に行動する際は金銭的な報酬がなければ活動をしなくなる傾向  
があるので、その点がマイナスにならず、逆に呼び水になるような展開になるよう  
に進めていただければ良いのではないかと。
- ・ 大阪市の取組みの中で、施設活動コースを拡充するという記載があるが、これは保  
育所だけを追加するのか。つまり、障がい者の施設やその他様々な施設があると思  
うが、例えば知的障がいの施設などでも、同じように話し相手が必要となるはずで  
あり、今回は保育所だけに制限しなくても良いのではないかと。